

藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
藤沢市奨学金給付規則の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2021年（令和3年）7月1日

提案理由

この議案を提出したのは、里親や自立援助ホーム等に養育されていた社会的養護を必要とする者が藤沢市奨学金給付の対象者となるよう、規定の整備を行う必要による。

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金給付規則（平成29年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「市内の児童養護施設」を「市内の児童養護施設等」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

藤沢市奨学金給付規則(平成29年教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市奨学金給付規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月13日 教委規則第4号</p> <p>（給付の条件）</p> <p>第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設等に1年以上入所している者若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>○藤沢市奨学金給付規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月13日 教委規則第4号</p> <p>（給付の条件）</p> <p>第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設に1年以上入所している者若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者</p> <p>（略）</p>